

(2) 第二期福山市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について

第二期福山市子ども・子育て支援事業計画について

1 作成方針

現行計画は、本市が展開する子ども・子育て家庭に対する支援施策を総合的に推進することを目的に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子ども・子育て支援事業計画に次世代育成支援対策推進行動計画を包括している。

第二期計画は、制度の枠組み等の大きな変更がないため、基本的な構成については、現行計画を継承し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、努力義務とされた市町村貧困対策計画は、次世代育成支援対策推進行動計画と一体のものとして作成する。

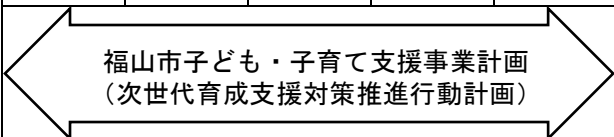
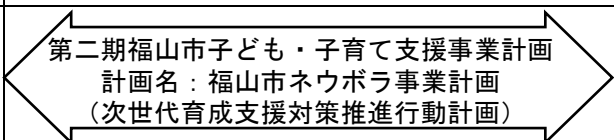
また、関係法令や子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が予定されている部分については、改正内容に即して内容を変更する。

2 計画名称

本市においては、子ども・子育て家庭に対する支援施策全般を「福山ネウボラ」として総合的に推進していることから第二期計画名を「福山市ネウボラ事業計画」とする。

3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は2015年度（平成27年度）から5年を一期とした事業計画を定めるものとされていることから、第二期計画の計画期間を2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）とする。

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
									
									

4 基本指針や関係法令の改正により変更を予定している事項

【基本指針】

- ・「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- ・児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- ・その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記

【関係法令】

- ・母子保健法の改正による子育て世代包括支援センターの設置等に関する追記